

議題3

政策会議付議事案書（令和7年10月6日）

提案課名 高齢介護課

報告者名 陶山 茂

事案名	介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした研修に対する受講費用の一部を補助することについて	有 資料 無
目的・必要性	本市の介護サービスの需要は、後期高齢者の人口がピークを迎える令和12年度まで増加すると見込まれており、労働人口が減少する中、サービスの供給体制を充実させるためには、介護人材の育成・確保に向けた取組みを強化する必要があります。 本市では、平成21年度から介護事業における訪問介護員の充実を図るため、介護職員初任者研修に係る受講費用の一部を補助していますが、今後の介護サービスの需要を踏まえ、人材の確保と定着を目的として、介護支援専門員についても、研修に対する受講費用の一部を補助するものです。	
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <p>令和7年2月 秦野市介護支援専門員協会と市長との意見交換 介護支援専門員更新研修等の費用が負担である旨の要望</p> <p>3月 介護人材確保に向けた施策（案）に関するアンケートの実施 地域高齢者支援センターを対象に、希望する施策等について調査を実施</p> <p>7月 更新研修等の受講費用補助検討のためのアンケートの実施 介護支援専門員を対象に、研修の受講状況や費用負担について調査を実施</p> <p>2 検討結果 資料1のとおり</p>	
決定等を要する事項	<p>1 従来の初任者研修に加え、介護支援専門員を対象とした研修に係る受講費用の一部を補助するため、秦野市介護職員研修受講経費補助金（仮称）を新設すること。 また、秦野市介護職員初任者研修支援補助金交付要綱を廃止し、新設する要綱と統合すること。</p> <p>2 補助額は、県の補助額と合わせて2分の1を上限とすること。（他の制度からの補助額が含まれているときは、その額を除く。）</p> <p>3 補助対象者は、市内で介護事業所を運営する法人又は市内介護事業所で就労している個人とすること。</p> <p>4 補助要件は、研修修了日の翌日から1年以上継続して勤務している者とすること。</p>	
今後の取扱い	<p>令和8年2月 令和8年3月第1回定例月会議に令和8年度当初予算案を上程</p> <p>令和8年4月 秦野市介護職員等研修支援補助金（仮称）交付要綱の策定・施行 秦野市介護職員初任者研修支援補助金交付要綱の廃止（上記の要綱に統合） 補助金制度の周知</p>	

介護支援専門員を対象とした研修に係る 受講費用の一部を補助することについて

令和7年10月6日

高齢介護課

| 補助制度（案）

(1) 目的

本市内の介護事業所等において介護の業務に従事する職員の充実を図るため、予算の範囲内において研修の受講に要する経費の一部を補助する。

(2) 期待される効果

市内の介護事業所で一定期間働くことを条件にすることで、人材の定着を促し、流出や離職を防ぐとともに、新しい人材の確保にもつながることが期待される。

(3) 補助額

現行	改正案
<p>【ヘルパーを対象とした研修】 介護職員初任者研修受講料の3分の1（上限30,000円）</p> <p><u>従来のヘルパー+ケアマネ研修も補助対象に拡充！</u></p>	<p>【ヘルパーを対象とした研修】 介護職員初任者研修受講料の3分の1（上限30,000円）</p> <p>【ケアマネを対象とした研修】</p> <ul style="list-style-type: none">・介護支援専門員になるために最初に受講する研修受講料 県と合わせて2分の1（上限20,000円）・主任介護支援専門員になるために最初に受講する研修受講料 県と合わせて2分の1（上限15,000円）・更新研修受講料 県と合わせて2分の1（上限11,000円）

| 補助制度（案）

(4) 補助額の理由

令和7年度から、県が介護支援専門員及び主任介護支援専門員になるために、最初に受講する研修及び更新研修受講料に対して10,000円を補助しているため、県の補助額と合わせて2分の1を補助することとする。

【例】[最初に受講] 介護支援専門員実務研修受講料 60,390円 → 補助額 20,000円
県10,000円、市20,000円で合わせて2分の1補助

[5年ごとに受講] 介護支援専門員更新研修受講料 43,200円 → 補助額 11,000円
県10,000円、市11,000円で合わせて2分の1補助

(5) 補助対象経費

研修の受講に要する経費（他の制度からの補助を受けた場合は、その補助額を除く。）

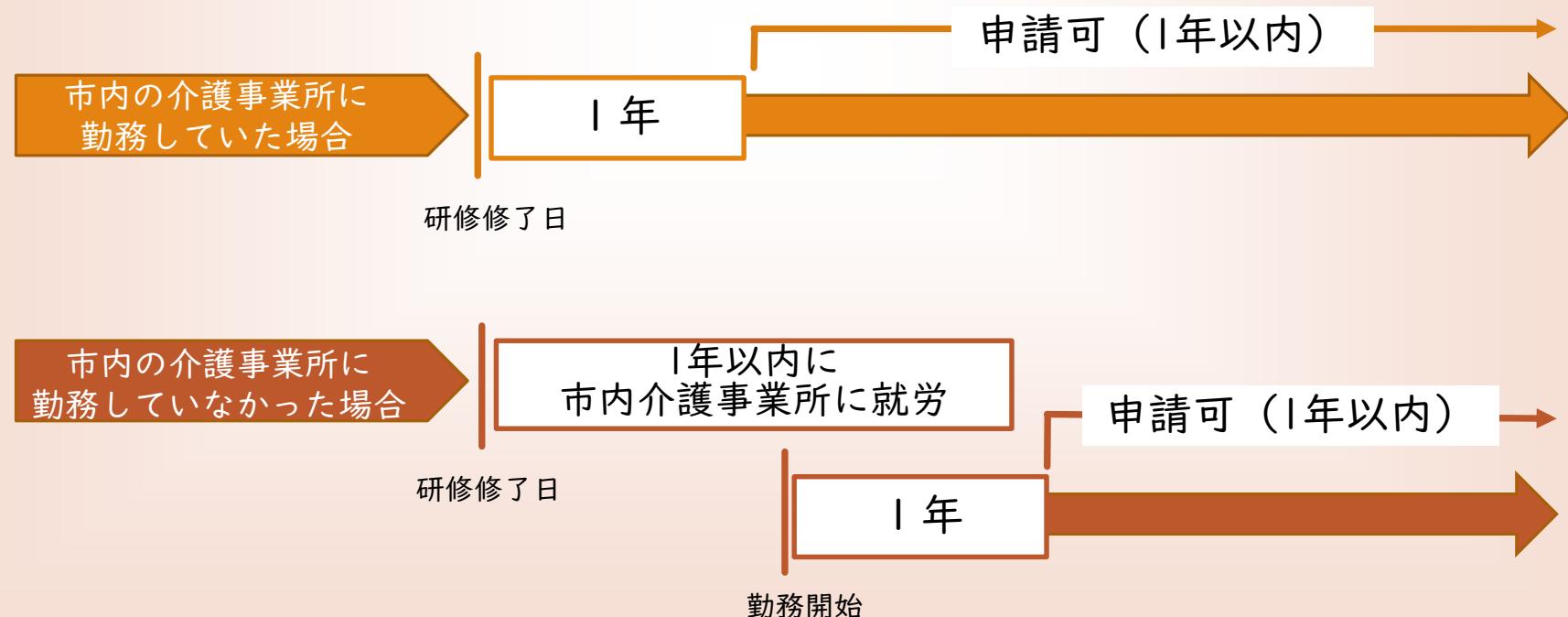
(6) 補助対象者

ア 市内で介護事業所を運営する法人 イ 市内介護事業所で就労している個人

| 補助制度（案）

(7) 補助要件

- ア 研修修了日の翌日から1年以内に市内介護事業所で介護支援専門員として就労しており、その就労した日の翌日から起算して1年以上継続して勤務し、かつ、補助金交付申請時において引き続き就労している者（申請可能期間は1年以内）
- イ 市税等(本市以外の市税等を含む。)を完納している者



| 補助制度（案）

(8) 現行制度（介護職員初任者研修に係る補助）の見直し

ア 補助対象者を、個人に加えて法人にも拡大する。

イ 研修修了後の市内介護事業所への就労要件について、これまで期限を設けていなかつたが、1年以内とする。

ウ 申請可能期間を、6か月から1年とする。

(9) 提出書類

法人負担の場合	個人負担の場合
・ 研修修了証明書の写し	・ 研修修了証明書の写し
・ 受講料領収書の写し	・ 受講料領収書の写し
・ 介護事業所での就労確認書類	・ 介護事業所での就労確認書類
・ 市税等の納税証明書（市外法人のみ）	・ 市税等の納税証明書（市外在住者のみ）

(10) 手続きの流れ



2 予算額

(1) 積算額

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	合計
290,000円	390,000円	630,000円	630,000円	550,000円	600,000円	600,000円	3,690,000円

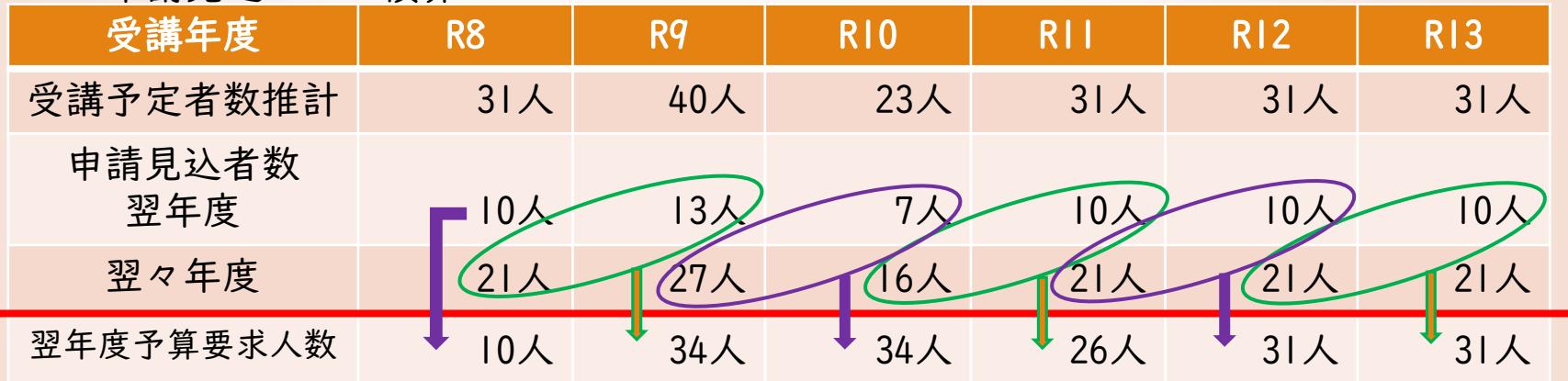
(2) 積算根拠 (【A】+【B】+【C】)

【A】初任者研修120,000円 + 【B】最初の研修170,000円 + 【C】更新研修申請見込者数×10,000円

【A】過去5年平均実績額

【B】[市介護支援専門員協会新規加入者数4人（過去5年平均）×20,000円]+[令和6年度主任研修受講者数のうち、勤務先が市内の6人×15,000円]の170,000円で算出

【C】更新研修申請見込者数は、研修開催時期が9月以降に集中し、かつ、1年以上の勤務年数を要件とするため、受講予定者の1/3は翌年度の申請見込として、2/3は翌々年度申請見込として積算



2 予算額

(3) 【C】更新研修申請見込者数の積算根拠

令和7年度介護支援専門員更新研修等の受講費用補助検討のためのアンケートをもとに積算

ア 期 間：令和7年7月3日（木）～7月18日（金）まで

イ 回答数：66人

ウ 介護支援専門員更新研修の受講予定者数

受講年度	R8	R9	R10	R11	R12	受講しない
回答数	11人	14人	8人	11人	11人	11人
割合	16.7%	21.2%	12.1%	16.7%	16.7%	16.7%
推計 会員188人で 試算	31人	40人	23人	31人	31人	32人

※ 更新研修は5年ごとに受講するため、R12はR7受講予定の回答数を引用

※ 「受講しない」人数は、端数調整により1人上乗せとする

【参考】介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

(1) 要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、訪問介護、デイサービスなどの介護サービスを受けられるように、ケアプランの作成や市・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う。利用者が介護サービスを受けようとする時には、なくてはならない職種といえる。

(2) 保健医療福祉分野での実務経験（医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）が5年以上である者などが、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修の課程を修了後、介護支援専門員証の交付を受けた場合に、介護支援専門員となることができる。介護支援専門員証の有効期間は5年のため、5年ごとに更新研修を受ける必要がある。このほか、介護支援専門員の上級資格である主任介護支援専門員になるための研修もある。

介護支援専門員に係る研修体系

保健医療福祉分野での実務経験5年以上



介護支援専門員実務研修受講試験



介護支援専門員実務研修



介護支援専門員証の交付（5年ごとに更新）



主任介護支援専門員研修



主任介護支援専門員更新研修（5年ごと）

【参考】人口と高齢化率の推移

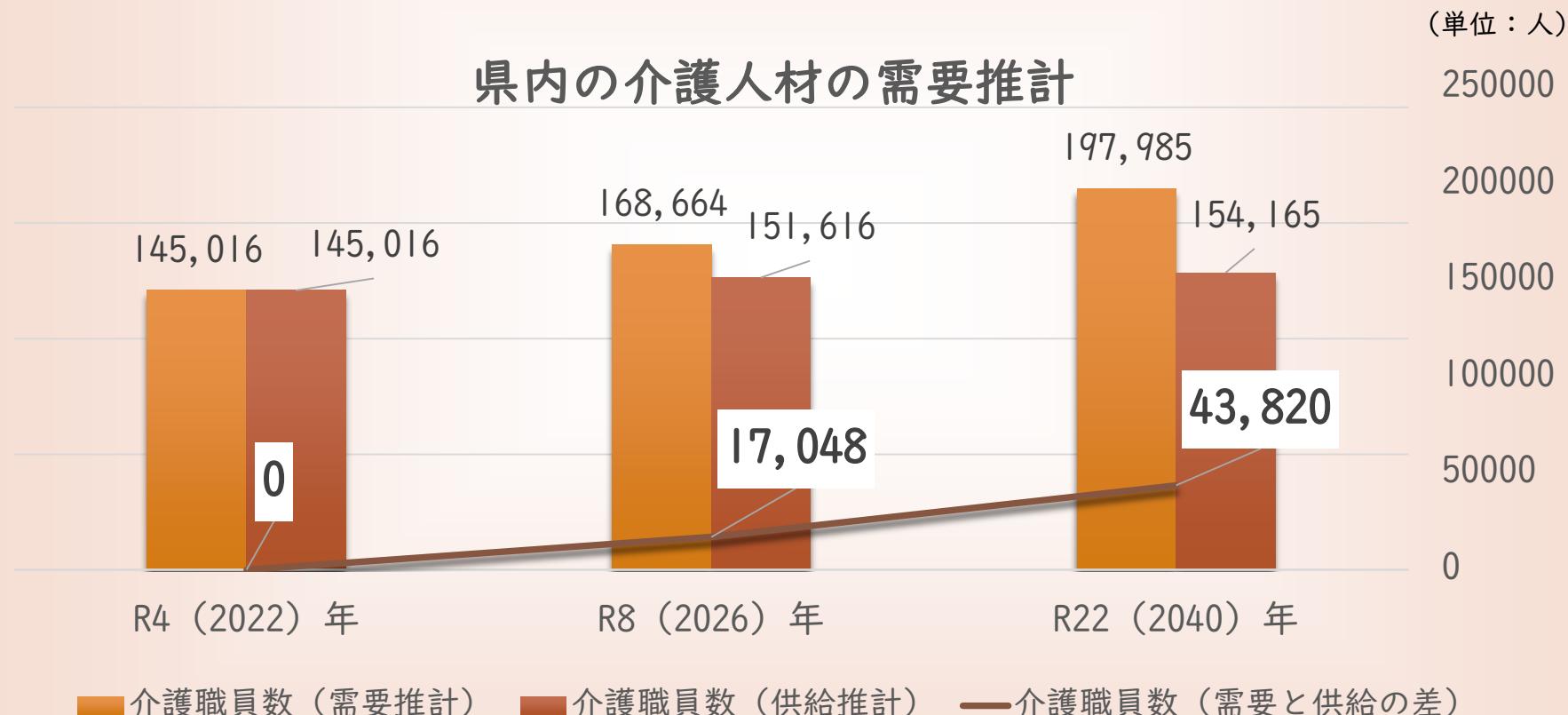
(単位：人)

年度	実績値				推計値				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R17	R22
住民基本台帳人口	160,012	159,688	159,314	158,692	157,767	156,883	152,666	145,905	137,901
65歳以上	49,245	49,542	49,718	49,951	50,248	50,467	51,355	52,083	53,438
前期高齢者	25,444	24,220	22,872	21,557	20,472	19,659	19,065	20,975	23,559
後期高齢者	23,801	25,322	26,846	28,394	29,776	30,808	32,290	31,108	29,879
高齢化率	30.8%	31.0%	31.2%	31.5%	31.8%	32.2%	33.6%	35.7%	38.8%

出典：第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より抜粋

【参考】介護人材の需要推計と供給推計

神奈川県では、令和8（2026）年には約1万7千人の介護職員が不足し、令和22（2040）年には約4万3千人の介護職員が不足することが予測されている。



出典：令和6年度第1回神奈川県社会福祉審議会資料より抜粋

秦野市介護職員研修受講経費補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、本市内の介護事業所等において介護の業務に従事する職員（以下「介護職員等」という。）の資質向上を図るため、予算の範囲内において、介護サービスの従事に必要な研修の受講に要した経費の一部を補助することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号）第19条の規定により必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、介護事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者がその事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設で、本市内に設置されたものをいう。

（補助対象）

第3条 補助の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市内に所在する介護事業所等（以下「介護事業所等」という。）
 - (2) 介護事業所等に勤務し、かつ当該介護事業所等を運営する法人等に直接雇用されている者（以下「個人」という。）
- 2 研修の受講に要した経費を介護事業所等及び個人が分担して負担した場合は、個人が負担した額を補助対象とする。

（交付要件）

第4条 補助の交付を受ける者は、次の表に掲げるものとする。

区分	介護事業所等	個人
介護職員初任者研修	(1)又は(2)に該当し、かつ(3)及び(4)の要件を満たすこと。	(1)、(2)及び(3)のいずれの要件も満たすこと。

	<p>(1) 研修修了日以前に介護職員等を雇用し、研修修了日から起算して6か月を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き雇用していること。</p> <p>(2) 研修修了日の翌日以後1年以内に介護職員等を採用し、その採用日から起算して6か月を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き雇用していること。</p> <p>(3) 当該介護職員等は、補助対象となる研修に係る職種に現に従事している者であること。</p> <p>(4) 市税等（本市以外の市税等を含む。）を完納していること。</p>	<p>(1) 研修修了日の翌日以後1年以内に本市内の介護事業所等に就労しており、その就労日から起算して6か月を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き就労していること。</p> <p>(2) 補助対象となる研修に係る職種に現に従事している者であること。</p> <p>(3) 市税等（本市以外の市税等を含む。）を完納していること。</p>
上記研修以外	<p>(1) 又は(2)に該当し、かつ(3)及び(4)の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 研修修了日以前に介護職員等を雇用し、研修修了日から起算して1年を経過し、かつ補助金交付申</p>	<p>(1)、(2)及び(3)のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>(1) 研修修了日の翌日以後1年以内に本市内の介護事業所等に就労しており、その就労日から起算して1年を経過し、かつ補助金交付申</p>

	<p>申請時において引き続き雇用していること。</p> <p>(2) 研修修了日の翌日以後 1 年以内に介護職員等を採用し、その採用日から起算して 1 年を経過し、かつ補助金交付申請時において引き続き雇用していること。</p> <p>(3) 当該介護職員等は、補助対象となる研修に係る職種に現に従事している者であること。</p> <p>(4) 市税等（本市以外の市税等を含む。）を完納していること。</p>	<p>請時において引き続き就労していること。</p> <p>(2) 補助対象となる研修に係る職種に現に従事している者であること。</p> <p>(3) 市税等（本市以外の市税等を含む。）を完納していること。</p>
--	---	---

（補助対象研修及び経費）

第 5 条 補助対象の研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 22 条の 23 第 1 項に規定するもの）
- (2) 介護支援専門員実務研修（法第 69 条の 2 第 1 項に規定するもの）
- (3) 介護支援専門員更新研修（法第 69 条の 8 第 2 項に規定するもの）
- (4) 再研修（法第 69 条の 7 第 2 項に規定するもの）
- (5) 主任介護支援専門員研修（規則第 140 条の 68 第 1 項第 1 号）
- (6) 主任介護支援専門員更新研修（規則第 140 条の 68 第 1 項第 2 号）

2 補助対象経費は、前項に規定する研修の受講に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第2項に規定する経費のうち、次の表に掲げる区分に応じて算定する。

区分	補助額	上限額
介護職員初任者研修	補助を受けようとする者が現に負担した額の3分の1（他の制度からの補助額を除く。千円未満切捨て。）	30,000円
介護支援専門員実務研修	補助を受けようとする者が現に負担した額の2分の1（他の制度からの補助額を除く。千円未満切捨て。）	20,000円
介護支援専門員更新研修		11,000円
再研修		11,000円
主任介護支援専門員研修		15,000円
主任介護支援専門員更新研修		10,000円

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、秦野市補助金交付規則第4条の規定にかかわらず、補助金交付申請書（別記様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修修了証明書の写し
- (2) 受講料領収書の写し
- (3) 介護職員等として就労していることを証する書類
- (4) 市税等の納税証明書（本市外在住者のみ）

2 前項の申請書の提出期限は、第4条第1号に規定する期間を経過した日の翌日から起算して1年以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 補助金の交付対象となる研修は、この要綱の施行年度に実施される研修から適用する。

(秦野市介護職員初任者研修支援補助金交付要綱の廃止)

3 秦野市介護職員初任者研修支援補助金交付要綱(平成21年11月1日施行)は、廃止する。

(補助内容の見直し)

4 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況等を評価したうえで、この要綱の施行後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

別記様式（第7条関係）

秦野市介護職員等研修支援補助金交付申請書

年　月　日

(あて先)

秦野市長

住所

氏名

電話

秦野市介護職員等研修支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請金額		円（裏面参照）	
補助対象研修		<input type="checkbox"/> 介護職員初任者研修 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修 <input type="checkbox"/> 再研修 <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修 <input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員更新研修	
補助対象経費		円（受講料）	
他の補助	補助の有無	<input type="checkbox"/> 受けている（補助金額　円） <input type="checkbox"/> 受けていない	
	団体名		
添付書類		<input type="checkbox"/> 研修修了証明書の写し <input type="checkbox"/> 受講料領収書の写し（介護事業所等が費用負担した場合で、領収書のあて名が介護職員等になっている場合は、補助対象者が費用を全額負担したことの証明する書類の写し） <input type="checkbox"/> 介護職員等として就労していることが分かる書類 <input type="checkbox"/> 市税等の納税証明書（本市外在住者のみ）	
補助金の交付申請に当たり、市税等の納付状況を確認することに同意します。			
年　月　日			
		住所	
		氏名	

※1 補助対象者は、本市内に所在する介護事業所等、又は、本市内の介護事業所等に勤務し、かつ当該介護事業所等を運営する法人等に直接雇用されている方（個人）です。

※2 研修の受講に要した経費を介護事業所等及び個人が分担して負担した場合は、個人が負担した額を補助対象とします。

※3 補助額は、次の表のとおりです。

区分	補助額	上限額
介護職員初任者研修	補助を受けようとする者が現に負担した額の3分の1（他の制度からの補助額を除く。千円未満切捨て。）	30,000 円
介護支援専門員実務研修	補助を受けようとする者が現に負担した額の2分の1（他の制度からの補助額を除く。千円未満切捨て。）	20,000 円
介護支援専門員更新研修		11,000 円
再研修		11,000 円
主任介護支援専門員研修		15,000 円
主任介護支援専門員更新研修		10,000 円